

## 議案第3号

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年1月21日提出

渋川市長 高木 勉

## 渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年渋川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「100分の225」を「100分の235」に、「100分の135」を「100分の141」に、「100分の67.5」を「100分の70.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

#### （期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

。

### 理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の235</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の141</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の70.5</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の235</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の141</u>	3か月未満	<u>100分の70.5</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の225</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の135</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の67.5</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の225</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の135</u>	3か月未満	<u>100分の67.5</u>
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の235</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の141</u>																
3か月未満	<u>100分の70.5</u>																
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の225</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の135</u>																
3か月未満	<u>100分の67.5</u>																